

「国債振替決済制度の参加者口座および顧客口座の開設基準ならびに間接参加者および外国間接参加者の承認基準」中一部改正

○ 2. (2)を横線のとおり改める。

(2) 当該申出者が参加者になることにより、国債振替決済制度の信用が害され、またはその円滑な運営が阻害されるおそれがないこと。

(1)の要件を踏まえ、具体的には、7. に規定する証券清算・決済機構および資金清算機関（資金決済に関する法律（平成 21 年法律第 59 号）第 2 条第 ~~44~~24 項に規定する資金清算機関をいう。以下同じ。）の中から承認する。

○ 別紙の（別紙 1）中 6. を横線のとおり改める。

6. 申出者が金融商品取引法第 2 条第 29 項に規定する金融商品取引清算機関および資金決済に関する法律第 2 条第 ~~44~~24 項に規定する資金清算機関である場合

申出者の財産の状況に照らし、申出者がその業務を健全に遂行することが困難と認められる特段の事情がないこと。